

仕事に活かせるスキルを
身につけたい！



スキルアップや再就職を目指す
あなたへ



資格を取って
再就職したい！

山形市では、現在求職中の方や50歳以下でスキルアップを目指している方を対象に、資格等取得時の技能訓練受講料を補助しています。

例) フォークリフト免許や介護職員研修、医療事務の取得など

令和8年度

キャリアアップ促進給付金

◎ 給付金制度の概要 ◎

厚生労働大臣が指定した「教育訓練」または「技能講習（作業主任者関係）」（労働安全衛生法第14条）を受講修了した場合、給付金が受けられます。

②ただし、国の教育訓練給付制度による給付を受けたり、本市、国その他の団体等から給付を受けたりしている講座は対象となりません。（二重申請不可）

- 対象者 申請時点で求職中の方 または
50歳以下でスキルアップを目指す方
- 対象経費 受講料※消費税及び地方消費税は含みません（税抜き額で申請してください。）
- 給付額 対象経費の1/2の金額（上限5万円）
- 申請期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
※令和8年4月1日以降に修了したものが対象となります。
- 申請方法 市ホームページからダウンロードした申請書等必要書類を
下記までご持参ください。



申請書はここからも
ダウンロードできるべこ♪



山形市公式ホームページ

【問合せ先】

山形市役所商工観光部働きやすさ追求室

Tel.023-641-1212（内線411・415）

Email:hataraki@city.yamagata-yamagata.lg.jp